

○高梁川流域周遊型旅行商品造成支援助成金交付要領

令和7年4月1日

高梁川流域観光振興協議会

(趣旨)

第1条 高梁川流域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）における観光客への認知度向上と周遊促進を図るため、圏域内の観光資源を活用した周遊型旅行商品を作成し、販売し、及び実施する旅行者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高梁川流域連携中枢都市圏 新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。
- (2) 周遊型旅行商品 圏域内を周遊する募集型企画旅行商品をいう。
- (3) 旅行者 旅行業法第3条の規定による登録を受け、同法第2条第1項の旅行業を営む者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、周遊型旅行商品を作成し、販売し、及び実施する旅行者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす周遊型旅行商品を造成し、販売する事業とする。

- (1) 圏域内のホテル、旅館等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に1泊以上宿泊し、宿泊地を除く圏域内の市町の観光施設（体験・飲食施設を含む）を1箇所以上行程に含む旅行商品であること。または、出発地を除く圏域内の市町で観光施設等（体験、飲食施設を含む）を2箇所（同一市町除く）以上行程に含む日帰りの旅行商品であること。
- (2) 同一行程及び同一日程における実際の参加人数（乗務員及び添乗員を含まない。）が8名以上であること。
- (3) 同じ旅行者で複数の営業所から申請をする場合において、助成金交付の要件となる宿泊施設や立ち寄る観光施設等が重複していないこと。

2 助成金の交付は、1 営業所につき上限を 20 万円とする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、前条の規定に基づき圏域内に宿泊した人数に宿泊した日数を乗じて得た数に 3,000 円を乗じて得た額とし、日帰りの場合は、参加した人数に 2,000 円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書
- (2) ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料
- (3) 旅行業法第 12 条の 9 第 1 項に規定する標識の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第 8 条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするとき、又は助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更（中止）申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第 9 条 助成事業者は、助成対象事業の完了後 14 日を経過した日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 宿泊した場合は助成事業に係る宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書及び観光施設が発行する所定の観光施設立ち寄り証明書
- (3) 日帰りの場合は観光施設が発行する所定の観光施設立ち寄り証明書（有料観光施設の場合は領収書等、参加人数分の支払いが分かる書類も含む）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 10 条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、所定の交付確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに所定の請求書により会長に助成金の交付を請求し、会長は、これに基づき助成金を支払うものとする。

(交付の取り消し)

第12条 会長は、助成事業者等が次の各号の一に該当するときは、助成金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要領またはこれに基づく会長の指示に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。

(助成金等の返還)

第13条 会長は、助成金等の交付の決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、助成事業者等に交付すべき助成金等の額を確定した場合において、既にその額をこえて助成金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第14条 助成事業者等は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。

2 会長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(帳簿等の保存年限)

第15条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び証拠書類を当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。